

福岡県公報

令和5年10月27日
第 443 号

目 次

告 示 (第673号 - 第683号)

- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
 - 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
 - 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
 - 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
 - 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
 - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
 - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 3
 - 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
 - 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- ### 公 告
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) …………… 5
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 5
 - 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6

再 掲

○特定危険薬物の指定 (薬 務 課) …………… 6

告 示

福岡県告示第673号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第674号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

嘉麻市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第675号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第676号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

飯塚市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第677号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

八女市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第678号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字ヤシタノ19393の11、19393の12、19393の20、19393の24、19393の30

、19393の105、19393の106

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第679号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字黒塚山19398の19

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第680号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
八女市星野村字灰床3693の2、3693の3、3693の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第681号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除に係る保安林の所在場所
糟屋郡久山町大字久原字花木原111の54・111の56（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県 道	久留米 柳 川 線	前	柳川市金納542番3先から 柳川市矢加部682番先まで	8.5 ～ 41.5	1,292.3
			後	柳川市金納542番3先から 柳川市矢加部682番先まで	8.5 ～ 41.5	1,292.3

福岡県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

5年10月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	高田川線	柳川市三橋町江曲99番1先から 柳川市佃町120番6先まで

公告

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑前Ⅱ期地区土地改良（暗渠排水）事業変更計画書の写し	令和5年10月27日から 令和5年11月28日まで	筑前町役場

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画土地地区画整理事業 立岩・川島土地地区画整理事業（令和5年9月25日飯塚市告示第315号）

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
春日市	令和3年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	岡本	令和5年10月13日
添田町	令和3年度から 令和4年度まで	地籍図及び地籍簿	大字野田の一部	令和5年10月13日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字鶴297番1及び297番49から297番54まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区草香江二丁目6番14号
株式会社草香江不動産
代表取締役 無津呂 賢一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市瀬高町大江字一本木2348番1から2348番3まで、2349番1から2349番6まで、2350番1から2350番6まで、2351番1、2351番2、2352番1、2352番2、2353番から2355番まで、2361番1の一部、2361番8から2361番10まで、2362番6及び2362番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東光二丁目16番23号

川辺株式会社

代表取締役 川邊 義隆

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市中白川町一丁目91番1、91番4から91番12まで及び93番の一部並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市日出町三丁目46-1

スマイルホーム株式会社

代表取締役 今村 成剛

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第672号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和5年10月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

(1) 化学名 N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類

(2) 化学名 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類

(3) 化学名 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和5年10月27日